

第13回 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会

- ・日 時：平成28年3月16日（水）19時～21時15分
- ・場 所：リーパスプラザ 大会議室
- ・傍聴者：1名
- ・出席者
 - ・委員（名簿順・敬称略）：水田、二宮、矢部、清水、柳武、篠崎、高村、今村、吉田、大神、本田、坂本、福岡、則元、戸田、多田隈、笠井、櫻井（計18名）
※欠席者：宮本、谷口、池端、保井、横大路、中村、大谷、最所、木庭（計9名）
 - ・ゲスト参加者※欠席者：安東
 - ・人事課：課長、職員係長
 - ・事務局：地域コミュニティ室・室長、同係長、同係員
 - ・ファシリテーター：村田、今井（（株）エム環境デザインシステム）
- ・配付資料
 - 資料1 第8回とりまとめ部会・会議録
 - 資料2 はじめの一步案 ver.2（第12回策定委員会意見反映後）
 - 資料3-1 ミニ出前講座資料 ワークショップ開催等の市民参加手法について
 - 資料3-2 ミニ出前講座資料 審議会委員等の公募について
 - 資料4 自治基本条例だより 第12号
 - 資料5 第12回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会・会議録
- ・テーマ：市民参加の仕組みと実践
- ・会議内容：以下の通り

1. 開会

（策定委員会副会長よりあいさつ）

2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ

（とりまとめ部会より、資料1、資料2をもとに報告・提案後、各班で「はじめの一步案 ver.2」の内容について確認）

3. ミニ出前講座「ワークショップ開催等市民参加手法」、「審議会委員等の公募」

（ワークショップ等の市民参加手法について、地域コミュニティ室より資料3-1をもとに説明）
（審議会委員等の公募について、人事課より資料3-2をもとに説明）

※なお、「市民参加」とは、市が実施するまちづくりにおける事業の企画や実施、評価などについて市民が（自主的に）意見や提案を行うなど直接関与することとしている。

○質疑応答

- ・市民参加の対象・方法等を定める段階での市民参加について
- ・附属機関等の名称（審議会と協議会など）について
- ・市の附属機関（52）のうち、公募を行っているものの数、人数について

4. グループでの話し合い「市民参加の仕組みと実践」

（4つの班で、ミニ出前講座の内容及び「はじめの一步案 ver.2」をもとに、市民参加を進めるために大切にしたいこと、基本的な考え方、各主体（市民・市民団体・行政など）の役割、仕組みなどについて話し合った）

○各班の発表概要

【1班】

- 市民参加は権利か義務か？
- 権利であるならどう担保するか。公募枠を増やす、読み手に伝わるような発信をするなど。
- 義務であるなら、自分でやる、任せる、分担や協力をするといった参加方法が考えられる。
- 市民参画は、関わってくれる人を増やすプロセスとなる。

【2班】

- 市民参加は権利。機会を逃すのはもったいない。市民自らが情報をキャッチしていく必要がある。
- 自治基本条例を市民目線で白紙状態から作っていくプロセスを経ることにより、市民の意識を変えていくきっかけづくりにしたい。
- 市民参加を通じて人のつながりができる。

【3班】

- これまでもさまざまな市民参加は行われている。
- 市民参加では、出された市民の意見がいかんにか反映されるかが重要。
- 市民の意見の出し方にもルールがある。
- 策定委員会では、いろいろな意見が出ており、それらをどうまとめていくかが今後の課題。
- 自治基本条例のように白紙状態から作り上げていく場合には、話し合いの進め方やルールを明確にし、信頼関係の構築、意見の尊重が必要。

【4班】

- 機関の名称や公募のルール、附属機関の統廃合等整理などを検討する必要性。
- 一般市民、各団体、様々な年齢層など、幅広い参加を推進する手法を研究する必要性。
- 意見を出しやすい雰囲気づくりや情報の差をなくすための対応（勉強会など）が重要。
- 市は市民意見の反映を大切にする姿勢を見せることも必要。
- 逆に市民主導のものに行政の人が参加するということもあると良い。

5. おわりに

（事務局より次回の確認等の事務連絡、会長より閉会あいさつ）